「平和と人権」市民ネットワーク情報 N018-3

事務局発行(℡ 0557-45-1182) http://peaceito.moo.jp 2018.3/29

メガソーラー問題の新展開

◆小野市長は、2 月 15 日八幡野メガソーラー建設事業を宅造法に基づいて許可しました。舞台は県に移り、森林伐採の可否が判断されます。3 月 14 日開かれた森林審議会では委員から事業に対する懸念が相次ぎ、継続審査となりました。この間、伊東市議会では太陽発電事業を規制する複数の条例案が審議され、施行日を前倒しした市当局案が可決されました。この条例によって鎌田地区に建設が予定されているメガソーラーを阻止できるのか。重岡秀子さんにコメントしていただきました。また、八幡野メガソーラー建設に反対する住民は、3 月 12 日宅造法の許可を不服として審査請求をしました。輿水芳武さんに概要を説明していただきました。

条例の制定をめぐって・・メガソーラー問題の今後

重岡秀子(伊東市議)

３月議会のポイントのひとつは、当局から提案されたメガソーラーの規制条例案と市民の直接請求による条例案、どちらを制定するかという議論でした。とにかく市民が条例案を出し、それが議会で審議されること自体、画期的なことです。でも、結果は７対１１で当局案が可決し、残念な結果でした。この当局案の特徴は抑制地域（景観や災害の問題があるなど）にかかる場合、１．２㌶以上は市長が同意しないという、面積に対する規制が中心です。しかし、問題なのはその抑制地域の基準がはっきりしていないことです。例えば、今浮上している鎌田の計画地は抑制地域になるのかどうか・・説得力のある根拠がないと、業者は「抑制地域にも１．２㌶にも法的根拠はない！」とまた市を相手取る訴訟の脅しとなりかねません。ですから、注１市長が「今後は、大きな施設はこの条例で止められる」と宣言していることには疑問を感じます。市民案も完全にメガソーラーを止められるものではありませんが、当局案が「届け出制」であるのに対し、市民案は「許可制」であり、建設後も終了まで市による調査、指導、許可の取り消し権限などが明記され、また審議会を設けて専門家の所見を求めるしくみも定めています。太陽光発電は国が普及のために規制緩和を進め、乱開発を止める法律がないため、やはり条例は市の姿勢を示すものとして重要です。でも、条例が力をもつのはそれを支える市民の運動があってのことです。由布院（由布市）では景観の問題で工事差し止めの民事裁判が最高裁まで闘われ、結果は敗訴でしたが、その後景観中心の条例が機能し、開発申請はぐっと減り、市長も住民同意がない申請は受けないという姿勢を固めているとのこと。伊豆高原のメガソーラーも森林伐採の許可が下りる寸前ですが、やはり、工事差し止め訴訟を市全体が支援していくような大きな運動がさらに必要だと思います。

寄稿　－八幡野メガソーラー阻止するために行動しよう－

輿水芳武

42 ヘクタールもの森林を切り倒し、12 万枚ものパネルを設置する計画が明らかになっておよそ一年、反対運動に結束する仲間は「阻止する会」を中心に闘い続けてきている。小野市長も当初は「白紙撤回」を表明したが何ら具体的な行動はせず、それどころか宅造法の許可を行い、メガソーラー事業会社に協力しているようにすら見える。なぜ私共が反対しているのか。私は 2 月中旬に現地の山へ登る機会があった。林道伝いに工事用道路を伊予山近くまで歩いたが、延々と続く山頂は何百年も経た大木を始め、倒された木々や木株が無残にも晒されていた。工事が始まったら一体この山はどうなるのか。そして山裾や隣接地に住む人、何よりも木々に吸収されなくなった雨水は一体どこへ行くのか。土砂崩れや鉄砲水による災害は人命を奪わないか！海に流れ込んだ泥水は魚や貝、海藻を傷め死滅させるのでは！やはりメガソーラーは認められない。現地を見てこの思いは余計強まった。

これから本番、輪をおおきく広げよう

八幡野メガソーラー阻止運動は伊東市が宅造法を許可し事実上工事を認めたため、「阻止するためには新たな取り組みをせざるを得ない」事態に至っている。3 月 12 日には、伊東市に対して行政不服審査法に基づき申し立てを行った。今後 3 ヵ月を目安に審査結果が出るが、「却下」となった場合にはやむを得ず、伊東市との裁判での争いとなる。また、静岡県は 3 月 14 日に森林審議会を開催した。委員から、災害防止・景観阻害・希少植物保護を求める意見が続出した。案件は継続審議となった。委員の皆さんの熱心な審議に感謝します。この際、八幡野メガソーラー事業からの撤退を強く事業会社に求めたい。

これから裁判を通じて私たちの主張が正しかったことを広めて勝利の判決を目指していく。100 名を超える原告の方々が参加していただいた。何としてもメガソーラーは認められないという決意を、多くの支援者が押し上げてくれる力があればこそ、と思う。公判傍聴、原告・弁護団の打ち合わせ、裁判維持のためのカンパ等、皆さんに協力をお願いするために注 2「伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会」が結成された。多くの皆さんの支援をお願いします。

〈注 1〉

3/23 付伊豆新聞によると、小野市長は条例ができたことにより「(6 月以降)1.2 ヘクタールを超える大規模なものは一切できない」と明言し、鎌田の計画については「5 月中に基準法令を満たすことは考えにくい」との見通しを示した。市長は伊東市全域を抑制区域に指定するつもりで、「一切できない」と断言したのだろうか。また、6 月 1 日までに事業に着手していても、基準法令(宅造法や景観条例など)を満たしていないとこの条例の適用を受けるのだろうか、その条文上の根拠は何か。

〈注 2〉

「伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会」から、「支援のお願い文」が届きました。カンパのお願いと会への入会を求めるものです。同封(添付)しました。

(注の部分は三好が書く)

2/25 山内先生憲法講演会に 90 名が集まる

これまで何度か「ひぐらし会館」大ホールで講演会や映画会を開きました。来場者が 100 名を切ったのは今回が初めてです。その原因(理由)は何でしょうか。一つは"イベント疲れ"があるかもしれません。1 月 13 日に同じ会場で「標的の島」上映会があり、昼と夜で 186 人が集まりました。また、2 月 7 日にはメガソーラー住民大会があり 300 人を越える人が集まりました。間を置かず「憲法講演会」。少々疲れがあったかもしれません。また、メガソーラー訴訟立ち上げの動きとも重なりました。チケットを買っていただきながら、申立人を立てる活動のため来られなかった人もいました。

しかし、私は一番の理由は憲法改正についての**危機意識**が広がっていないことにあるのではないかと考えています。それは 3000 万署名の取り組みの低調さにも反映されているように思います。3000 万署名―憲法ミニ学習会―山内講演会の三者は連動していて、この三つを繋ぐ軸になるのが憲法改正に対する危機意識です。ここが弱いがための結果ではないか、と分析しています。であれば、私たちが学ぶべきことは、現状がこのような状況にあることをしっかり認識することだろうと思います。講演会が運動の到達点ではない。講演会によって現状を知り、運動を再構築する必要性を把握することが大事なことではないでしょうか。

(2)新しい人、新しい動き

梶野さんが講演会の司会をやりました。梶野さんを通して市職の若い女性が共同司会者になりました。そのことも与かって、市職の若手が何人か参加されました。若い人に運動を広げるうえでのヒントがここにあります。一つは実務を担ってもらうこと、二つは人のつながりを生かすこと。「標的の島」でも同様にして若い人たちが加わりました。彼ら・彼女らは一人では加わろうとしないけれど、知った人と一緒なら入ってきます。問題はその動きをどう継続していけるか、ということでしょう。そのためには、一回で終わらずに、継続して声掛けをしていくことが大事だと思います。

(3)山内先生の話の内容

山内先生は本命の候補者ではありませんでした。「九条の会」に渡辺治氏をお願いしましたが日程がつかず、やむなく山内先生に依頼することになりました。知名度はともかく、高齢なのが懸念材料でした。しかし、実際に話を聞いてみると口調がはっきりしていて聞きやすく、内容も整理されていてとてもわかりやすかったです。**はったり**がなく、それでいて熱のあるとてもいい講演でした。特に、私には次の二つの指摘が印象に残りました。

一つは、政治や憲法を誰もがフランクに自由に話しあえる文化を作る必要性を訴えられたこと。

二つ目は、九条が明記されたとき軍事優先の社会に変わることを具体的に説明していただいたことです。

二つとも 3000 万署名と深くかかわっています。考えの違う人と、相互の考えを尊重しながら意見交換できる機会となるのが署名活動(戸別訪問)です。その際、難しい憲法の話を身近な事柄―言論の自由から徴兵制までーに引き付けて語ることが対話を成立させるポイントになるでしょう。その意味で、山内先生の話は私たちの活動を励まし力づけるものでした。当日話を聞けなかった人に、何らかの形で講演内容を伝えたいと考えています。

(文責　三好康昭、事務局会議で了承)

◆講演会五終了後、同じ会場で**「市民ネットワーク」総会**を開きました。2017 年度の会計報告によると、**2018 年度への繰越金は 44,274 円**です。また、2018 年度の事務局員が自己紹介をしました。以下の 5 名です。このうち、戸田さんは新事務局員です。　・梶野和之　・伊藤廣光　・加藤好一　・戸田 斉　・三好康昭

山内講演会アンケート結果(抜粋)

①・自衛隊を加憲するとどうなるか、よくわかりました。

・一人一人がしっかりと考えないと、民主主義だから。私たちが求めているものは軍事力を高めることではないこと。軍事費より社会保障を、防衛費より教育の向上を。

②日米安保の存在が浮き彫りになり、今後の運動を進める上で非常に大切な点を教えられ、改めて学ぶことの大切さを教えられました。

③九条改憲によって市民生活がどのように変わるかがわかって、恐ろしさとともに知らせていかなければと思いました。

④市民生活に大変な影響を及ぼすということが多くの人に理解されていない現状を、私自身を含めて知ることが出来た。大いに訴えていく必要あり、と思った。また、北朝鮮情勢を絡めての話も大いに理解できた。

⑤わかりやすく、より身近に危機感の強まりを感じました。政治がらみの話ができる文化をつくりだしたいこと、深く身にしました。

⑥ちょっと来るのに敷居が高かったけど、来てよかったと思います。

⑦署名を訴えて廻ると、「戦争は誰だって反対だが、北朝鮮が攻めてきたらどうするの？自衛隊に守ってもらわなきゃ」というような声。日米安保条約下の日本の現状を多くの人に気づいてもらう必要瀬性を感じた。

⑧「政治の話を若者も含む自分の周りの人と少しでも語り合える時間を作ること」。自分にできることを少しでも増やすことが、今の憲法 9 条を守り生かすことだと思います。山内先生の講演会に出て、自分のすべきことを再認識することが出来ました。職場で、家庭で、地域で、周りの人に語る時間を作っていきたいと思います。勇気をもって語り、少しでも世論形成に一役かいたいです。

⑨もっと政治について話し合える世の中にしていかなければ重大な事態になってしまう!!そういう危機感を持ちながら多くの人に伝えていくことが必要、と改めて実感しました。

⑩大変勉強させていただきました。九条加憲という姑息なやり方で国民に改憲=;戦争の道を呑ませようとしている危険な状況にどうしたらよいのだろう、とただただ悩むだけです。「政治の話はタブー」という社会の圧力に負けてしまっている現在です。何とかしなくては、と思うのですが……。

Q2 今後の運動で「こんなことをやったら?」という提案があれば…

①「19 日行動」のあと、地域を決めて署名行動をしたらどうか。

②街頭に立とう。憲法記念日にはデモを。

③署名を取っていて行き詰ったこと、広がったこと、などを語り合える場を作ってもらえたら。

④チラシを全戸に配って知らせる。

お知らせ

1、山内憲法講演会の「講演記録」を作りました。録音を文字起こしして、山内先生に校正してもらいました。同封(添付)しましたのでお読みください。

2、4 月 8 日(日)14:00 から、四回目の「憲法、ミニ学習会」を荻/地区会館で開きます。テーマは「日本会議」です。案内チラシを同封(添付)しました。皆様の参加をお待ちしています。

3、5 月 3 日に新聞紙上に「意見広告」を出します。賛同の呼びかけ文を同封(添付)しました。ご協力をお願いします。

※ 2 と 3 の案内が重複して送られている方、ご容赦ください。